

第22期 第11回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和4年11月24日(木) 13:52~15:19

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 6名

福岡県農林水産部水産局水産振興課 1名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター 1名

福岡県漁業協同組合連合会 2名

5. 議題及び議決内容

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員:直近における福岡県におけるまあじ、まいわしの漁獲量を教えて欲しい。

水産振興課:公表されている令和2年漁期は、まあじが600トン、まいわしが80トンであった。

(審議結果)

原案のとおり福岡県知事管理漁獲可能量を設定することが適当であると答申することに決定した。

(2) 潜水器漁業の新規着業について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員:新規着業者の年齢、操業場所を教えてほしい。

委員:61歳であり、脇之浦地区及び大里地区で操業する。

(審議結果)

新規着業を承認することとなった。

(3) 雑魚かご漁業の新規着業について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

新規着業を承認することとなった。

(4) 筑前海区における漁場計画の素案について(報告)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：現行の第1種共同漁業権、第2種共同漁業権から削除する魚種、漁業について、再度、復活することは可能か。

漁業管理課：実態を把握して変更免許なり、次回の免許切替の際に再免許できる。

委員：福岡市漁協小呂島地区で新規に定置網漁業の計画があるが、回遊性魚種の漁獲が考えられるが、県内の他の漁業関係者との調整は済んでいるのか。

漁業管理課：まだ、他の地区から意見の聴取はできておりません。

(5) 筑前海区漁業調整委員会指示第197号にかかる違反について (協議)

(説明)

事務局及び漁業管理課から追加資料1-1に基づき、北九州市若松区有毛妙見埼灯台沖の幸辰で浮きを利用した釣りを行っていた委員会指示違反について説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

知事命令を出すこととなった。

(6) その他

特になし。